

パート・アルバイトの産休・育休 取得要件チェックシート

1. 産休の対象確認

チェック	注意事項
<input data-bbox="160 325 202 369" type="checkbox"/>	対象者が「妊娠・出産した女性労働者」であることを確認した - 基準・補足：雇用形態（パート・アルバイト）や役職により対象外にしない。
<input data-bbox="160 503 202 547" type="checkbox"/>	対象となる「出産」に該当することを確認した - 基準・補足：妊娠4か月（85日）以上の出産を対象とし、正常出産・早産・流産・死産を含めて扱う。

2. 産前休業の取得可否と期間

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	産前休業は、本人から請求があれば取得できることを確認した - 基準・補足：取得は本人の希望による（必須ではない）。
<input type="checkbox"/>	産前休業の開始可能日を確定した（出産予定日の6週間前から） - 基準・補足：多胎妊娠は14週間前から。
<input type="checkbox"/>	出産日が産前休業の期間に含まれることを前提に、休業期間を確定した

3. 産後休業の就業禁止と例外

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	産後休業は「出産日から8週間」は就業させないことを確認した - 基準・補足：本人の希望があっても、原則として就業させない。
<input type="checkbox"/>	産後6週間経過後に就業させる場合、要件を満たすことを確認した - 基準・補足：本人が請求し、医師が支障ないと認めた業務に限る。

4. 扶養内・社会保険加入の整理（給付の該当判定の前提）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	「扶養内で働いている」ことを理由に、産休取得を制限しないことを確認した
<input type="checkbox"/>	健康保険の加入区分（本人加入／被扶養者）を確定した - 基準・補足：出産手当金の可否判定に使用する。
<input type="checkbox"/>	雇用保険の加入有無を確定した - 基準・補足：育児休業給付の可否判定に使用する。

5. 育休の取得可否判定（有期雇用を含む）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	育休の取得希望があることを確認した（期間の希望を含む）
<input type="checkbox"/>	育休期間中に雇用が継続される見込みがあるかを確認した - 基準・補足：「子が1歳6か月（延長時は2歳）に達する日、契約満了し更新されないことが明らか」な場合は取得できない扱いとなり得る。
<input type="checkbox"/>	有期雇用の場合、契約満了日と更新予定の有無をもとに、取得可否を社内判断として確定した - 基準・補足：更新予定「なし」かつ満了日が子の1歳6か月前の場合は取得不可になり得る。

6. 労使協定による「育休の対象外」設定の有無（ある場合のみ判定）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	労使協定により、育休の対象外とする取り扱いを採用しているかを確認した（採用の有無を確定した）
<input type="checkbox"/>	（採用している場合）対象者が「継続雇用期間1年未満」に該当するか確認した - 基準・補足：該当する場合、育休の対象外になり得る。
<input type="checkbox"/>	（採用している場合）対象者が「申出日から1年以内に雇用関係が終了する」条件に該当するか確認した - 基準・補足：該当する場合、育休の対象外になり得る。
<input type="checkbox"/>	（採用している場合）対象者が「1週間の所定労働日数が2日以下」に該当するか確認した - 基準・補足：該当する場合、育休の対象外になり得る。

7. 申出期限の管理（受付漏れ防止）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	育休の申出が「休業開始予定日の1か月前まで」に行われていることを確認した - 基準・補足：期限に近い場合は、社内処理が間に合うよう最優先で対応する。
<input type="checkbox"/>	申出内容として、以下の内容を確認した - 基準・補足：出産予定日／産前開始希望日／育休開始希望日／休業中連絡先／復帰希望の有無と時期。

8. 休業中の賃金・給付の案内（会社が説明すべき範囲）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	産休・育休中の賃金について、会社としての扱いを確定し、本人へ説明した - 基準・補足：原則無給とするか、独自制度で一部支給するかを明確に伝える。
<input type="checkbox"/>	出産手当金の対象になる可能性を判定した（健康保険の本人加入が前提） - 基準・補足：被扶養者の場合は対象外の扱いとなる。
<input type="checkbox"/>	出産手当金の支給期間の考え方を説明できる状態にした - 基準・補足：出産日（予定日後の出産は予定日）以前42日（多胎は98日）～出産の翌日以後56日目の範囲内。
<input type="checkbox"/>	出産育児一時金の対象になる可能性を判定した（本人加入または被扶養者） - 基準・補足：妊娠4か月（85日）以上の出産が前提。
<input type="checkbox"/>	育児休業給付の対象になる可能性を判定した（雇用保険の加入が前提） - 基準・補足：支給率の目安は、開始から180日までは67%、以降は50%。

9. 社会保険料の免除（会社対応の手続き）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	産休（産前産後休業）について、社会保険料免除の対象期間を確定した - 基準・補足：開始月から、終了日の翌日が属する月の前月まで。
<input type="checkbox"/>	育休（育児休業）について、社会保険料免除の対象期間を確定した - 基準・補足：開始月から、終了日の翌日が属する月の前月まで。
<input type="checkbox"/>	免除のための届出を会社が行うことを確認し、提出の段取りを組んだ

10. 不利益取扱いの禁止とハラスメント防止（会社の必須対応）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	妊娠・出産・産休・育休を理由とする解雇や不利益取扱いを行わないことを確認した - 基準・補足：配置・評価・契約更新の判断に不利益要素として用いない。
<input type="checkbox"/>	妊娠・出産・育休などに関するハラスメントの相談窓口を案内した - 基準・補足：相談者の不利益取扱いを行わない。
<input type="checkbox"/>	問題が起きた場合の対応手順（事実確認、是正、再発防止）を社内で実行できる状態にした

11. 復帰前後の就労配慮（請求があれば対応する事項）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	妊娠中および産後1年以内の労働者から請求があった場合、時間外労働・休日労働・深夜業をさせない運用であることを確認した（労働基準法）
<input type="checkbox"/>	1歳未満の子を養育する労働者から請求があった場合、育児時間（1日2回各30分）を確保できることを確認した - 基準・補足：4時間以内の勤務は1回30分。
<input type="checkbox"/>	3歳未満の子を養育し育休をしていない労働者について、短時間勤務制度の対象判定ができるように整理した - 基準・補足：原則6時間。1日の労働時間が6時間以下の労働者は対象外として扱う。
<input type="checkbox"/>	短時間勤務制度について、労使協定により適用外となる条件がある場合、該当有無を判定した - 基準・補足：雇用期間1年未満／週2日以内／業務の内容により困難な場合。

チェック漏れ防止のための注意事項

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	産後8週間は就業させない前提で、シフトと人員配置を組むこと。
<input type="checkbox"/>	育休は、有期雇用の「契約満了日」と「更新予定の有無」で結論が変わるため、申出時点で必ず確定させること。
<input type="checkbox"/>	出産手当金は健康保険の加入区分で判定し、「扶養内かどうか」で判断しないこと。
<input type="checkbox"/>	育児休業給付は雇用保険の加入が前提であるため、加入有無を先に確定させること。
<input type="checkbox"/>	相談対応は窓口設置だけで終わらせず、相談者の不利益取扱いを防ぐ運用を徹底すること。

※2026年2月時点の情報をもとに作成しています